第四条第一項中「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

第六条第二項第二号中「指導」を「援助」に改め、同項第五号中「第四項」の下に「並びに第四十八条の三第一項」を加える。

第十九条の四第一項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、「ないかどうかの判定」の下に「、第三十三条第六項第一号の規定による同条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかの判定」を加え、「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項第六号中「第三十八条の六第一項」の下に「及び第四十条の五第一項」を加える。

第十九条の五中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改める。

第二十九条の四第一項中「いる」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十九条の五中「いる」の下に「第二十九条第一項に規定する」を加える。

第二十九条の七を第二十九条の九とし、第二十九条の六を第二十九条の八とし、第二十九条の五の次に次の見出し及び二条を加える。

（措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置）

第二十九条の六　措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に関し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七　措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

一　一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者

四　前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

第三十条の二中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

第三十三条第一項中「なくても」の下に「、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、」を加え、同条第二項中「できない」を「できず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない」に改め、「なくても」の下に「、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、」を加え、同条第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は第六項の規定による入院の期間の更新をしたとき」を、「当該入院」の下に「又は当該入院の期間の更新」を、「添え」の下に「（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「同項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

第三十三条第五項の次に次の一項を加える。

6　精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）であつて次の各号のいずれにも該当する者について、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者（同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。

一　指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

二　厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

第三十三条の二中「前条第一項又は第二項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）」を「医療保護入院者」に改める。

第三十三条の三第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合」を、「同条第一項」の下に「又は第六項」を、「採る旨」の下に「又は当該入院の期間の更新をする旨」を加え、同項ただし書中「採つた日」の下に「又は当該入院の期間の更新をした日」を加える。

第三十三条の四を次のように改める。

第三十三条の四　第二十九条の六及び第二十九条の七の規定は、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

第三十三条の五を削る。

第三十三条の六中「前二条」を「前条において準用する第二十九条の六及び第二十九条の七」に改め、同条を第三十三条の五とする。

第三十三条の七の前の見出しを削り、同条第三項中「第三十三条の七第二項」を「第三十三条の六第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「措置」を「入院措置」に改め、同条を第三十三条の六とし、同条の前に見出しとして「（応急入院）」を付する。

第三十三条の八を第三十三条の七とする。

第三十四条第一項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同条第二項中「できない」を「できず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない」に、「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同条第三項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の六第一項」に改め、同条第四項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第三十四条第二項」を「第三十四条第二項」と、「同項又は前項」とあるのは「同項」に改める。

第五章中第五節を第七節とし、同節の前に次の一節を加える。

第六節　虐待の防止

（虐待の防止等）

第四十条の二　精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他の関係者に対する精神障害者の虐待の防止のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。